

新	旧
第3章 火山災害対策 第1節 火山の概要 神奈川県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和3年3月）によると、<u>1707年の宝永噴火の規模で</u>富士山が噴火した場合、本市は降灰の<u>可能性が</u>30cmの範囲に位置しております。 <u>火山灰は徐々に降り積もり、触れても危険性は低いことから、地震に比べて緊急的・直接的な命の危険性は低いものの、目・鼻・のど・気管支への異常等を生じることがあり、注意が必要です。</u> <u>また、火山灰は除去しない限り無くなならないことから、建物倒壊のほか、物資輸送やライフライン、インフラに長期間影響が出る可能性があります、風による再移動や降雨により固まる等の性質があるため、適切な除灰が必要になります。</u> 	P 2 3 9 第3章 火山災害対策 第1節 火山の概要 神奈川県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）によると、富士山が噴火した場合において、本市は降灰可能性30cmの範囲に位置しております。 <u>火山灰で命を落とす危険性は小さいものの、吸い込むことによる呼吸器への影響や灰が眼に入ること、炎症等を引き起こすことがあり、コンタクトレンズを着用している場合は特に注意が必要となります。</u> <u>また、堆積した火山灰は、厚さ0.5cmでも車の走行時に灰を巻き上げ、視界が悪くなり、自動車等ではスリップを引き起こしやすくなります。さらに、木造家屋では、屋根に30cm以上の降灰が堆積すると、屋根が抜けたり建物が倒壊するおそれがあります。</u> 

新	旧
降灰可能性マップ（出典：富士山ハザードマップ（改訂版）検討委員会報告書（令和3年3月（平成16年度版報告書から再掲）） 第1 箱根山の概要 箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。 箱根火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。 外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などがカルデラの縁を形成しています。（改行） カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があり、ます。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイスাইトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれにあたります。、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は、地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれにあたります。（改行） 外輪山及び前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、<u>現在及び将来の火山活動は</u>後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。 箱根火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきており、ましたが、箱根火山では4万年前以降は、溶岩ドームの形成とそれに伴い発生する火砕流や山体崩壊を繰り返して、きましたいることが知られています。箱根火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火砕流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,0	降灰可能性マップ（出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月） 第1 箱根山の概要 箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。<u>箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。</u> 箱根火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。 外輪山は今から25万年前までに形成された、<u>玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁を成しています。</u>カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があり<u>ます。</u>古い方にあたる前期中央火口丘群は、<u>地形的には頂上</u>が平なのが特徴で、<u>安山岩からデイスাইトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。</u>浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれにあたり、<u>8万年前頃までに形成されたと考えられています。</u>新しい方にあたる後期中央火口丘群は<u>地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、</u>神山、駒ヶ岳、二子山などがこれにあたります。外輪山及び前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、<u>最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。</u> 箱根火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してき<u>ましたが、箱根火山では</u>4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火砕流や山体崩壊を繰り返して<u>いることが知られています。</u>箱根火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。<u>冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火砕流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。</u>なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限<u>ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,</u>

新	旧
00年前)、二子山(5,000年前) でに発生しています。 箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが<u>最近</u>の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもありましたったことが知られています。 その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯での噴気活動があげられます。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。 近年では特に平成13年の活動が活発であり、無感地震を含めて、約半年間にわたって、約16,000回の地震が観測されました。また、平成27年4月以降、火山性地震が多く観測され、一時は噴火警戒レベルを「3(入山規制)」まで引き上げられましたが、同<u>年</u>9月に「2(火口周辺規制)」に引き下げられ、同<u>年</u>11月に「1(活火山であることに留意)」へ更に引き下げられました。 なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に「神奈川県」及び「箱根町」が指定されました。これを受け、県と箱根町は、同法に基づく法定協議会である「箱根山火山防災協議会」を設置しています。	000年前)に発生しています。 箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが<u>最近</u>の研究で明らかになりました。<u>これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。</u> その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯での噴気活動があげられます。<u>大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。</u> 近年では特に平成13年の活動が活発であり、無感地震を含めて、約半年間にわたって、約16,000回の地震が観測されました。また、平成27年4月以降、火山性地震が多く観測され、一時は噴火警戒レベルを「3(入山規制)」まで引き上げられましたが、同9月に「2(火口周辺規制)」に引き下げられ、同11月に「1(活火山であることに留意)」へ更に引き下げられました。 なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に「神奈川県」及び「箱根町」が指定されました。これを受け、県と箱根町は、同法に基づく法定協議会である「箱根山火山防災協議会」を設置しています。
第2 富士山の概要 <u>1 富士山の活動史</u> 富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳(こみたけ)・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400 km³、基底は直径50 kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。標高2,450 m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られております。 富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山(新	第2 富士山の概要 富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳(こみたけ)・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400 km³、基底は直径50 kmの大きさです。<u>主に玄武岩からなりますが、1707年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。標高2,450 m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られております。</u> 富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山(新

新

富士火山) の3火山から形成されなりましたが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約 11000 年前 ～約 8000 年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出
II	約 8000 年前 ～約 4500 年前	山頂	間欠的に比較的小規模なテフラが噴出
III	約 4500 年前 ～約 3200 年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流と小規模なテフラが噴出
IV	約 3200 年前 ～約 2200 年前	山頂	大規模なテフラが噴出・少量の火砕流と溶岩流が噴出
V	約 2200 年前以降	山腹等	大規模なテフラと溶岩が噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1万1000～8000年前、4500～3000年前、2000年前～1707年の3時期であるとされています。

気象庁では、噴火警戒レベルは「1（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、令和8年1月末日現在、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。

2 富士山火山防災対策協議会

なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域として静岡、山梨両県及び周辺15の市町村が指定されました。これを受け、関係自治体は、同法に基づく法定協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置しています。

同協議会は、火山防災対策の確立のために富士山ハザードマップを作成しており、また、令和3年3月に富士山ハザードマップが改訂で溶岩流による被害範囲が拡大されたことから、神奈川県内では、相模原、小田原、

旧

富士火山) の3火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

1万1000年～8000年前：山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出

8000年～4500年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出

4500年～3000年前：山頂火口及び側火山群から大量な溶岩と小規模なテフラが噴出

3000年～2000年前：主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。

2000年前～1707年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1万1000～8000年前、4500～3000年前、2000年前～1707年の3時期であるとされています。

気象庁では、噴火警戒レベルは「1（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、令和7年1月末日現在、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。

(新設)

なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に静岡、山梨両県及び周辺15の市町村が指定されました。これを受け、関係自治体は、同法に基づく法定協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置しています。

また、令和3年3月に富士山ハザードマップが改訂され溶岩流による被害範囲が拡大されたことから、神奈川県内では、相模原、小田原、南足柄の3市と、大井、松田、山北、開成の4町が火山警戒地域に指定されまし

新	旧																								
南足柄の3市と、大井、松田、山北、開成の4町が火山警戒地域に指定されました。 3 国による降灰対策の検討 <u>国は、大規模噴火降灰時にどのような現象や被害が起こるのかを検討し、広域降灰への基本的な考え方を示すため、令和2年4月に「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策―～富士山噴火をモデルケースに～（報告）」を公表しました。</u> <u>この報告に基づき、首都圏における富士山噴火を想定した広域降灰対策を検討するため、令和6年7月から首都圏における広域降灰対策検討会が開催され、翌年3月に「首都圏における広域降灰対策に関するガイドライン（以下、広域降灰ガイドライン）」が取りまとめられました。広域降灰ガイドラインは、今後、課題検討の結果や予報精度の向上、社会的構造の変化等に応じて適宜改訂されます。</u> 4 想定される影響 <u>広域降灰ガイドラインでは、富士山の宝永噴火（1707年）の規模を想定し、人口・資産への影響がもっとも大きいケースに基づき対策を検討しています。</u> <table><tr><td></td><td colspan="2">内 容</td></tr><tr><td></td><td>規模・噴出率</td><td>宝永噴火の規模・噴出率</td></tr><tr><td>噴火の規模等</td><td>継 続 時 間</td><td>15日間</td></tr><tr><td>被害の原因</td><td colspan="2">降灰</td></tr><tr><td>風 向</td><td colspan="2">西南西風が卓越（平成22年10月14～28日の風）</td></tr><tr><td>降 灰 分 布</td><td colspan="2">神奈川県と東京都を中心に火山から東北東方面に分布</td></tr><tr><td>特 徴</td><td colspan="2">堆肥厚10cm以上の降灰範囲の人口・資産が比較的大きい</td></tr><tr><td>被害の程度</td><td colspan="2">県内西部等で30cmの降灰</td></tr></table> <u>※実際の噴火時には、風向・噴火の規模・噴火の継続時間等により、降灰の状況が変化することに留意。</u> 上記ケースで想定される影響は次のとおりです。		内 容			規模・噴出率	宝永噴火の規模・噴出率	噴火の規模等	継 続 時 間	15日間	被害の原因	降灰		風 向	西南西風が卓越（平成22年10月14～28日の風）		降 灰 分 布	神奈川県と東京都を中心に火山から東北東方面に分布		特 徴	堆肥厚10cm以上の降灰範囲の人口・資産が比較的大きい		被害の程度	県内西部等で30cmの降灰		た。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
	内 容																								
	規模・噴出率	宝永噴火の規模・噴出率																							
噴火の規模等	継 続 時 間	15日間																							
被害の原因	降灰																								
風 向	西南西風が卓越（平成22年10月14～28日の風）																								
降 灰 分 布	神奈川県と東京都を中心に火山から東北東方面に分布																								
特 徴	堆肥厚10cm以上の降灰範囲の人口・資産が比較的大きい																								
被害の程度	県内西部等で30cmの降灰																								

新			旧
<u>鉄道</u>	<u>微量の降灰で地上路線の運行が停止。大部分が地下の路線でも、需要増加や車両・作業員の不足等により運行停止や輸送量の低下が発生。</u>		
<u>道路</u>	<u>乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難及び、道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による速度低下や渋滞が発生。</u>		
<u>航空</u>	<u>0.4mm以上になると滑走路等の除灰が検討され、2mm以上になると除灰が必要。除灰中は滑走路の利用不可。大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要。</u>		
<u>物資</u>	<u>一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも、買い占め等による食料及び飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると物資の配送や店舗の営業困難等により生活物資の入手が困難</u>		
<u>電力</u>	<u>降雨時3mm以上の降灰で碍子の絶縁低下による停電が発生。数cm以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下、電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。</u>		
<u>通信</u>	<u>噴火直後には利用者増による電話の輻輳が発生。降雨時に、火山灰が基地局等の通信アンテナに付着すると、通信を阻害。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生。</u>		
<u>上水道</u>	<u>原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる又は断水となる。停電による浄水場及び配水施設等の運転停止により、断水が発生。</u>		
<u>下水道</u>	<u>降雨時、下水管理（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアによる処理施設等の停止により、下水道の使用制限が生じる。</u>		
<u>建物</u>	<u>降雨時30cm以上の降灰量で木造家屋に火山灰の重みにより倒壊するものが発生。</u>		

新			旧
		<u>体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えると損壊するものが発生。5 c m以上の降灰量で、空調設備の室外機に不具合が生じる。</u>	
健康被害		<u>目・鼻・のど・気管支等に以上を生じることがある。</u> <u>呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪する等の影響を受ける可能性が高い。</u>	
<u>※「首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）」内閣府（防災担当）</u>			
第3章 火山災害対策 第2節 予防対策 第1 首都圏における広域降灰対策の考え方 1 広域降灰対策の基本方針 <u>広域降灰ガイドライン（令和7年3月）では、広域降灰対策の前提として、緊急的・直接的な命の危険性は低いこと※、首都圏の人口が非常に多いこと、予測の不確実性から、噴火前から社会活動を著しく制限することは現実的でないことを踏まえ、「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」ことを広域降灰対策の基本方針とし、降灰量等に基づく4つの被害の様相の区分に応じて対策を整理しています。</u> <u>※降灰量が30 c m以上の木造家屋、降灰後土石流の危険がある地域、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等は、状況によっては直ちに命の危険があるため避難行動をとる必要がある。</u>			P 2 4 2 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 <u>（新設）</u>

新

等 防災対策検討の ための区分	ステージ 4	ステージ 3	ステージ 2	ステージ 1
被害の様相	降灰量 30 cm 以上	降灰量 3 ～ 30 cm	降灰量 3 ～ 30 cm	降灰量微量 ～ 3 cm
降灰量等	降灰後土石流が想定される範囲	被害が比較的大さい	被害が比較的小さい	
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性		－
輸送・移動、物資・ ライフライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）	道路通行・物資供給困難※ 1	ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障
住民等の※ 2	原則避難	自宅等で生活を継続 （状況に応じ生活可能な地域へ移動）	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続
基本的な行動	明火直後は、自宅や堅牢な建物に逃避	－	－	－
避難による人工遮断や介護 サービスが必要な人等※ 3	原則避難	原則避難	自宅等で生活を継続 （状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動）	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段 及び物資供給	要救助者等がいる場合、 避難・救助を最優先に確保	ライフライン復旧及び物資供給を 最優先に確保	ライフライン復旧・維持を 最優先に確保	除灰等の準備・ 影響ある分野は除灰開始
ライフライン分野の 対応	（域外に避難した地域は、 優先順位低）	障害が長期化・影響が大い状況か ら、少しでも早い復旧に取り組む	早期の復旧に取り組み、復旧後は、 ライフラインを維持する	影響は一部に留まるため、復旧及び ライフラインの維持に取り組む

※ 1：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。

※ 2：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へとどまる。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。

※ 3：降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定。要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。

旧

※現行計画の第 3 章第 3 節第 1 より移動

第 1 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、火山災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

3 被災者等への情報提供

(1) 市は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、

新	旧
発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供に努めます。なお、要配慮者に配慮した提供方法とするよう努めます。 (2) 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、ホームページ等各種通信手段の活用を図ります。 第3 資機材の整備 市は、広域降灰等の火山災害時における応急対策活動を速やかに実施するため、必要な資機材を整備するとともに、民間企業等と協定を締結することで資機材を確保するよう努めます。 第4 火山防災知識の普及・啓発 1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 市は、広域降灰時には自宅等で生活を継続すること等の基本方針を適切に周知し、噴火時及び広域降灰時における社会的な影響、身を守るための対策、生活の継続や健康維持等への備え等に関する情報の提供等、火山防災に関する知識の普及・啓発に努めます。 2 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 保育園、幼稚園、学校等は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。 3 自己備蓄の推進 火山災害発生時は、噴火の長期化等の可能性も考えられることから、市の備蓄では十分ではないため、日頃から市民一人一人が必要な飲料水や食料、生活必需物資、降灰対策特有の備蓄品（防塵マスクや防塵ゴーグル、清掃器具等）を備えておくことが大切です。 そのため市は、自主防災組織と連携し、市民及び企業等に対し、自己備蓄の重要性及び積極的な確保について広く周知を図ります。	<u>発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供に努めます。なお、要配慮者に配慮した提供方法とするよう努めます。</u> <u>(2) 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、ホームページ等各種通信手段の活用を図ります。</u> <u>(新設)</u> ※現行計画の第3章第3節第6より移動・一部追記 <u>(新設)</u>
第3章 火山災害対策 第3節 <u>火山情報の伝達体制等</u> (略)	P 2 4 5 第3章 火山災害対策 第3節 <u>予防対策</u> ※現行計画の第3章第2節第1より移動・一部修正 (略)

新

旧

第 1 噴火警報等の発表

気象庁は、平成 1 9 年から、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等）が予想される場合、重大な災害が起こるおそれがあるとして「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して、市町村単位で噴火警報を発表しています。

富士山と箱根山は、気象庁が警戒等を必要とする市区町村を明示し、噴火警戒レベルに応じての噴火警報及び噴火予報を発表する活火山となります。

(略)

第 3 章 火山災害対策

第 4 節 避難対策

第 1 市民等への周知

災害時に、的確な避難行動がとられるためには、市民が降灰被害の様相の 4 つのステージに応じた避難行動を理解した上で、平常時より検討しておく必要があります。

そのため、市は、防災研修会やまなび講座等、様々な機会や手段を通じて、広域降灰等の火山災害に求められる避難行動の周知を図り、市民が適切な避難行動をとれるよう周知に努めます。

区 分	降 灰 厚	影 響 等	避 難	
ステージ 1	微量以上 3 cm 未満	・鉄道等への影響	自宅等で生活を継続	
ステージ 2	3 cm 以上 30cm 未満	・ライフラインへの影響 ・降灰厚が 10cm 以上の場合、二輪駆動車の通行不能	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続 (状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動)
ステージ 3			自宅等で生活を継続	

第 1 噴火警報等の発表

平成 1 9 年 1 2 月 1 日の気象業務法等の改正に伴い、従前の火山情報（緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報）及び火山活動度レベルは廃止され、これに代わり、新たに噴火警報・予報及び噴火警戒レベルが定められました。

富士山と箱根山は、気象庁が警戒等を必要とする市区町村を明示し、噴火警戒レベルに応じての噴火警報及び噴火予報を発表する活火山となります。

(略)

P 2 4 7

第 3 章 火山災害対策

第 4 節 災害時の応急対策活動

※現行計画の第 3 章第 3 節第 4 より移動・追記

新					旧
被害が 比較的大きい		・物資供給が困難	(状況に応 じ生活可能 な地域へ移 動)	原則避難	
ステージ4	30cm以上	・四輪駆動の通行不能 ・木造建物の倒壊のお それ	原則避難	原則避難	
※首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）より抜粋 ※降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定（通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）。要配慮者のうち、自宅等での生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。 第2 要配慮者の避難対策 市は、関係機関と連携し、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず、直ちに生命に危険が及ぶ要配慮者等の生活の整備を図るため、保健医療、域外広域一時滞在の調整、移送方法など、要配慮者の支援体制の整備に努めます。 第3 広域避難対策 市は、協定自治体等への一時的な避難を円滑に行うため、平常時から担当窓口や連絡先、要請の手続き、移動手段等を調整することで実効性の確保に努めます。					
第3章 火山災害対策 第5節 救助・救急・医療救護体制の充実 第1 消防活動 1 救助・救急活動 市は、被災者の早急な把握のため、平常時から関係機関と連携を図り、救出・救助体制の整備に努めます。 2 消火活動 (1) 市は、平常時から消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。					※現行計画の第3章第3節第2、第3より移動・一部修正

新	旧
(2) 市は、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。 第2 医療救護活動 市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県<u>災害時保健</u>医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。	
第3章 火山災害対策 第6節 降灰等対策 第1 市民等による平常時の備え <u>市は、火山灰から身を守るため、マスク、目を守るゴーグル等の備えに加えて、自宅等で生活を継続できるよう、市民及び企業等に対し、自己備蓄の確保について広く周知を図ります。</u> 第2 帰宅困難者対策 <u>市は、広域降灰時には、鉄道等の運行が停止することが想定されるため、自力で帰宅することが困難な住民が大量に発生するおそれがあることから、一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における支援物資等の計画的な備蓄を進めます。</u> 第3 緊急輸送道路等の確保対策 <u>県及び市は、応急対策活動及び復旧活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点や市災害対策本部、防災備蓄倉庫等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路等として指定しています。</u> <u>市は、広域降灰時の輸送・移動手段の確保のために、道路管理者と連携して道路啓開の優先度を検討し、速やかに応急対応に必要な経路の確保に努めます。</u> 第4 物資供給対策 <u>市は、道路啓開等によって輸送手段が確保され次第、必要な物資を速や</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>かに輸送できるよう、関係機関及び協定締結先との連携強化に努めます。</u> 第5 <u>ライフライン等の応急復旧対策</u> <u>市は、平常時からライフライン関係機関との連携を強化するため、連絡手段や被害状況の収集方法等の情報受伝達体制の整備を進めます。</u> 第6 <u>火山灰の処理</u> <u>市は、国や関係機関と連携しつつ、実際の降灰状況や被害状況等を踏まえて適切に火山灰を処理できるよう、平常時から仮置き場や最終的な処分の候補地等の選定に努めます。</u> <u>また、大規模噴火降灰時の火山灰の最終処分について、法的整備を早急に進めるよう、国に対して要望していきます。</u>	(新設) (新設)
第3章 火山災害対策 第7節 <u>災害時の応急対策活動</u> 第1 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 市は、火山災害発生と同時に、的確な情報収集を速やかに行い、市民に対して、必要な安全対策の措置等について広報を実施します。 2 災害発生による被害情報の収集・連絡 市は、火山災害が発生したときは、人的被害の状況、建築物等の被害、火災の発生状況、<u>降灰の状況</u>等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。 3 応急対策活動情報の連絡 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。 4 県への報告 市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。 5 通信手段の確保	第3章 火山災害対策 ※現行計画の第3章第4節から移動・一部修正・追記

新	旧
(1) 市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。 (2) <u>NTT東日本</u>（株）は、電気通信設備の被災によりそ通に著しく支障がある場合は、被災地からのそ通を優先させます。 また、非常・緊急通話のそ通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。 (略) 第3 避難対策 <u>市は、「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」という方針に基づき、降灰被害の4つのステージに応じた避難対策を検討します。</u> <u>ステージ1からステージ3は、自宅等で生活を継続することを基本としますが、要配慮者等が自宅等での生活が困難な場合、ライフライン等が機能している等の生活可能な地域への避難を検討します。</u> <u>ステージ4は、堆積量や降灰継続時間等の予測が困難なことから、木造建物の崩壊や降灰後土石流、ライフラインの途絶等のリスクに応じて、避難を検討します。</u> <u>なお、広域降灰からの避難については、都市機能が発達した現代社会において大規模降灰の事例が無いことから、今後、新たな知見等が得られた場合、国のガイドラインや報告書等を踏まえて適宜修正していきます。</u> 1 避難情報 市は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、高齢者等避難、避難指示（以下「避難情報」という。）を発令します。 <u>なお、市は、広域降灰時の避難判断に必要な情報について、国や県に対しガイドライン等の整備を進めるように継続して要望していきます。</u>	第3 避難対策 <u>市は、火山災害の発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。</u> <u>また、市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたっては、要配慮者に配慮するとともに、男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保等に努めます。</u> 1 避難情報 市は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、高齢者等避難、避難指示（以下「避難情報」という。）を発令します。

新	旧
2 避難情報の伝達 (1) 伝達方法 避難情報の伝達は、風水害対策計画第5章第3節「第2災害時の広報」により行いますが、その周知には、防災関係機関及び自主防災組織と協力し実施します。 (2) 避難情報の内容 市長は、避難情報を発令する際、原則として次の内容を明示しますが、 <u>広域降灰時の発令については、国や県の方針やガイドライン等を踏まえて適宜修正していきます。</u> ア 避難を要する理由 イ 避難指示対象地域 ウ 避難先 エ 避難に関する注意事項 (3) 県への報告 市長は、避難情報を発令したときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。 (4) 避難情報の解除 市長は、避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条第5項に基づき、直ちにその旨を多様な伝達手段を用いて住民に周知するとともに、県知事等に報告します。 3 避難誘導 市は、<u>降灰量30cm以上や降灰後土石流等の危険がある場合</u>、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意します。 4 避難所の開設 市は、<u>降灰後土石流等の局所的な避難が必要となった際には</u>、公立小・	2 避難情報の伝達 (1) 伝達方法 避難情報の伝達は、風水害対策計画第5章第3節「第2災害時の広報」により行いますが、その周知には、防災関係機関及び自主防災組織と協力し実施します。 (2) 避難情報の内容 市長は、避難情報を発令する際、原則として次の内容を明示します。<u>――</u> ア 避難を要する理由 イ 避難指示対象地域 ウ 避難先 エ 避難に関する注意事項 (3) 県への報告 市長は、避難情報を発令したときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。 (4) 避難情報の解除 市長は、避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条第5項に基づき、直ちにその旨を多様な伝達手段を用いて住民に周知するとともに、県知事等に報告します。 3 避難誘導 市は、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意します。</u> 4 避難所の開設 市は、<u>災害発生時には</u>、公立小・中学校を避難所として開設し、被災者

新	旧
中学校の<u>うち堅牢な建物を</u>避難所として開設し、被災者の受け入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布及び災害情報等の提供を行います。が、<u>降灰</u>の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが<u>必要</u>です。 5 広域避難体制の確保 <u>市長は、降灰の影響域外へ避難する広域一時滞在を必要と認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長に協議します。</u> <u>市長は、他市町村への一時的な避難について協議しようとするときは、災害対策基本法第86条の8第2項に基づき、その旨を県知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。</u> 第4 消防活動 災害発生時、市民の一人一人が、「自らの身は自ら守る」「出火防止に努める」とともに、消火活動や被災者の救助・救急活動等を行い、災害の拡大の防止に努めます。 1 市は、速やかに火災の全体状況を把握し、消火活動を行います。 2 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を実施します。 3 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救助を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。 第5 医療救護活動 市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。 また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。	の受け入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布及び災害情報等の提供を行います。が、<u>災害</u>の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが<u>望ま</u>れます。 <u>(新設)</u> ※現行計画の第3章第4節第3から移動 ※現行計画の第3章第4節第4から移動

新	旧
第6 帰宅困難者対策 1 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。 また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。 2 企業等は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。 3 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用 しますとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。 4 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用 しますとともに、必要に応じて地域の避難所等を案内するものとします。 第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送対策 災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があります。特に、降灰の状況によっては車の走行に困難が伴う状況が予想されるため、市は警察と連携して一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。 また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる手段を利用し、緊急輸送ルート of 確保に努める等、総合的な交通の確保、緊急輸送対策を実施します。 第8 物資供給対策 市は、道路啓開等によって輸送手段が確保され次第、必要な物資を速やかに輸送できるよう、防災関係機関及び協定締結事業者と連携を図ります。 第9 ライフライン等の応急復旧対策 市民が自宅等での生活を継続するため、各ライフライン事業者は、広域降灰時における活動体制を確立するとともに、降灰状況を踏まえ、道路事	※現行計画の第3章第4節第6から移動 ※現行計画の第3章第4節第7から移動 第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送対策 災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があります。特に、降灰の状況によっては車の走行に困難が伴う状況が予想されるため、市は警察と連携して一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。 また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努める等、総合的な交通の確保、緊急輸送対策を実施します。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>業者を含む行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。</u> 第10 火山灰の処理 <u>市は、除去作業等により発生した火山灰の仮置き場について、次の基準に基づき、関係機関と連携しながら候補地を選定します。</u> <u>なお、火山灰の処理等の作業時には、防塵マスクやゴーグルを着用する等の防塵対策を行います。</u> 仮置き場候補地選定に当たっての基本的な考え方 - 火山灰の堆積状況に応じて選択できるよう、複数の候補地を選定しておくことが望ましい - 公有地など、長期にわたって利用できる場所が望ましい - 火山灰の移動や流出を防止できるよう、平坦な場所であることが望ましい - 下流域への流出を防止できるよう、河川や水路等から離れた場所であることが望ましい - ダンプトラックの往来が可能など、火山灰の搬入・搬出が容易であることが望ましい 火山灰を仮置きする際に留意する事項 - 処分が必要な火山灰の量に応じて、優先的に除灰する必要がある場所の火山灰から、順次仮置きしていくこと - シートの敷設など、現状復旧や運搬がしやすい工夫を行うこと - 積み上げ後にシートで覆うなど、風による飛散の防止を行うこと - 排水溝の設置など、降雨による流出防止を行うこと - 盛土高を5m以下とするなど、火山灰の崩壊防止を行うこと - 仮置きが長期間にわたる可能性に留意して対策を行うこと - 作業にあたっては防塵マスクやゴーグルを着用するなど、粉じん対策を行うこと 災害廃棄物 - 様々な大きさや種類の廃棄物が混在する - 有毒な化学物質を含む場合がある - 腐敗や自然発熱・発火の可能性はある 共通 - 細かい粒子を含み、粉じんが発生する可能性がある - 降雨時等に塩類や有害な物質等の溶出の可能性はある 火山灰 - 火山灰以外の物質が混在する可能性がある - 有毒な火山ガスが付着している場合がある - 腐敗や自然発熱・発火の可能性は低い 【仮置き場での処理の例】 シート等の敷設 シート等で覆う 集積した火山灰 5m以下 公共グラウンド等 【出典】大規模火山災害対策への提議（広域的な火山防災対策に係る検討会 平成25年5月）を参考に作成 <u>※首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）</u>	（新設） ※現行計画の第3章第4節第8から移動
第11 災害広報の実施 市は、県及び防災関係機関、危険物取扱施設と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。	

P 3 0 1

新	旧
1 1 章 竜巻等突風災害対策 第 2 節 竜巻注意情報 (略) 第 3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で約〇〇〇回／年（令和7年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は〇回）となっています。 （出典：気象庁ホームページ）	第 1 1 章 竜巻等突風災害対策 第 2 節 竜巻注意情報 (略) 第 3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、全国で約5 6 1回／年（令和6年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は9回）となっています。 （出典：気象庁ホームページ）